

〇〇〇-〇〇〇〇
鹿児島県始良郡湧水町〇〇番地
湧水 太郎 様

発行日 令和7年〇月〇日
湧水町長 池上 滝一

(□□□□)

調整給付金(不足額給付分)(※)支給のお知らせ

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注: 調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法	口座振込
支給日	令和7年〇月〇日(〇)以降順次支給します
支給口座	△△銀行 □□店 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〔口座名義人：〇〇 〇〇〕
支給額	-----円

調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

令和7年の所要額		
令和6年分 所得税の控除不足額(①) -----円	+	令和6年度分 住民税所得割控除不足額(②) -----円
		令和7年の所要額(③) -----円 (控除不足額①+②を1万円単位に切り上げ)
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		
支給額		
令和7年の 所要額(③) -----円	-	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年) -----円
		= 調整給付金(不足額給付分) 支給額 -----円

下記のいずれかに該当する場合は、令和7年〇月〇日(〇)までにお問い合わせ先へ、ご連絡ください。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 支給口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
湧水町役場 住民税務課 住民税係
TEL 0995-74-3111(内線 2141・2143)
〒899-6292 鹿児島県始良郡湧水町木場 222